

議会事務局告示第三号

広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

広島県政務調査費の交付に関する規程（平成十六年議会事務局告示第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。